

○ 室蘭市子ども医療費助成条例 新旧対照表

(昭和48年条例第13号)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する子どもであって、医療保険各法による被保険者(国民健康保険法第116条の2の規定により本市以外の区域内に住所を有する者とみなされた者を除く。)又は被扶養者</p> <p>(2) 本市に住所を有しない子どもであって、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有する者とみなされた者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 自己又は自己の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が医療保険各法(国民健康保険法を除く。)に定める被保険者及び組合員又は国民健康保険法に定める世帯主である者(現に保護者に養育されている者その他これに類する者と市長が認める者を除く。)</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 本市は、対象者に係る医療費から対象者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額を助成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(受給資格証の提示)</p> <p>第7条 <u>対象者又は保護者</u>は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者又はその他のもの(以下「医療機関等」という。)で医療に関する給付を受けようとするときは、当該医療機関等に受給資格証を提示するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する子どもであって、医療保険各法による被保険者(国民健康保険法第116条の2の規定により本市以外の区域内に住所を有する者とみなされた者を除く。)<u>、組合員、加入者</u>又は被扶養者</p> <p>(2) 本市に住所を有しない子どもであって、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有する者とみなされた者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 生計を主として維持する保護者の前年の所得(医療に関する給付を受ける日の属する月が1月から7月までの間にある場合にあつては、前々年の所得)が規則で定める額以上である者</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 本市は、対象者に係る医療費から対象者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額を助成する。<u>ただし、6歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの対象者に係る助成(6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの対象者に係る助成のうち入院及び指定訪問看護に係るものを除く。)にあつては、当該対象者の属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限り、助成する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(受給資格証の提示)</p> <p>第7条 <u>保護者</u>は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者又はその他のもの(以下「医療機関等」という。)で医療に関する給付を受けようとするときは、当該医療機関等に受給資格証を提示するものとする。</p>